

平成17年(モ)第3015号 文書提出命令申立事件

原告 シャンスリ外8396名

被告 国 外 3 名

外務大臣意見に対する反論書

2005年7月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 野 史 生

弁護士 稲 森 幸 一

弁護士 大 口 昭 彦

弁護士 奥 村 秀 二

弁護士 籠 橋 隆 明

弁護士 河 村 健 夫

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 沙 々 木 睦

弁護士 島 村 美 樹

弁護士 古 川 美

弁護士 幸 長 裕 美

1 はじめに

本文書提出命令申立について、外務大臣の平成17年5月20日付「文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）」が提出された。その内容は、これまでの日本国及びJBICの主張と同じで、概要以下の通り主張している。

(1) 原告らが湛水再開過程に関し提出を求めている の文書（本件大使館文書。1997年3月12日以降において、本件ダム湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書）は公務秘密文書（民訴法220条4号ロ）である（外務大臣回答書1頁）。

(2) 原告らが湛水再開過程について提出を求めている 、 及び の文書（1997年3月12日以降の、本件ダム湛水に関する事項が記載された、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC本部とジャカルタ事務所との間、及びJBICとインドネシア政府機関との間の文書）について、原告らが提出を求めている文書は存在しないので、公務秘密文書に該当するかどうか判断できない。

(3) SPL等に関する文書については、外務省は、当該援助資金の使途・明細に関する報告書を保有しておらず、その他の文書については文書の特定がなされていないと述べていること、JBICはいずれの文書も特定がなされていないと述べていることから、これらの文書が公務秘密文書に該当するかどうか判断できない。

この意見書について、以下原告らの意見を述べる。

2 監督官庁による理由開示の趣旨

民事訴訟法223条3項後段は、監督官庁が裁判所に対し、当該文書が公務秘密文書に該当する旨の意見を述べる場合には、その理由を示さなければならないと定めている。

この理由開示については、当該文書の記載事項が公務員の職務上の秘密に該当する理由を具体的に示すものでなければならないと解されている（別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法第2版217頁）。同条4項各号に定めるおそれがあることを理由として公務秘密文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所の判断は、監督官庁の意見が相当であるかどうか限定されることから、その理由は具体的であることが必要である。

3 湛水再開過程に関する の文書（本件大使館文書）に関する意見

外務大臣は、本件大使館文書は、公開を前提としないものであり、これらが公開されると情報提供者とその情報入手元との相互信頼関係を損なわせるおそれがあり、政府開発援助業務ないし円借款業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるので、当該文書は公務秘密文書である（外務大臣回答書1頁）と述べている。

しかしながら、日本国は、本件大使館文書と同様の文書（甲B18、乙B24～26）を情報公開手続で公開したり、自ら証拠として提出しているのであり、本件大使館文書に秘密性はないことは明白である。

外務大臣の意見は、本件大使館文書と同様の文書（甲B18、乙B24～26）は公務秘密文書にあたらぬのに本件大使館文書だけが、公務秘密文書に該当する理由について何

ら具体的に明らかにしていない。したがって、本件大使館文書が公務秘密文書にあたるとする外務大臣の意見に相当な理由があるとは到底認められない。さらに、その意見は抽象的に過ぎ、法が理由開示を定めた趣旨を満たしたとは到底言えない点においても当該意見に相当の理由があると認めるに足りない。

4 湛水再開課程に関する 及び の文書について

(1) JBIC は、原告らが湛水再開過程について提出を求めている 及び の文書(1997年3月12日以降の、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書)について、原告らが提出を求めている文書は、本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書であると限定し、しかもその文書に該当するかどうかを JBIC が判断して、そのような文書は存在しないとしている(JBIC 意見書10頁)。

そして、外務大臣は、この JBIC の意見を前提として、原告らが提出を求めている文書は存在しないので、公務秘密文書に該当するかどうか判断できないとしている。

(2) しかしながら、原告らは、「本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書」という限定した趣旨の文書提出を求めているものではない。原告らが求めている文書は、1997年3月12日以降において、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書である。

特に事実上の承認は、具体的事実経緯を踏まえて判断されるものであり、その存否については、具体的事実経緯を踏まえて原告が主張し、最終的には JBIC の反論を踏まえて裁判所が判断するものである。JBIC が勝手に判断してよいものではない。

よって、JBIC が、原告が提出を求める文書を勝手に限定したのは、章に不当である。

(3) また、JBIC は、2005年4月28日の進行協議期日において湛水再開に関する文書は既に提出したもの以外には存在しないと回答したが、これは事実と反する。

丁 B16(2頁)には、「(4月17日付当方レター につき再度言及)」とされており、湛水再開過程に関連して JBIC がインドネシア側に宛てて発した1997年4月17日付レターが存することが明白である。

(4) 以上のように、JBIC の意見は明らかに失当であり、JBIC が提出している証拠からも JBIC が上記 及び の文書を保有していることが明らかである。したがって、これらの文書がないという JBIC の意見を根拠とする外務大臣の上記意見には、相当の理由がないことが明白である。

5 SPL 等に関する文書について

(1) 外務大臣は、SPL 等に関する文書(日本国が保有しないとしている文書は除く)については、文書を識別できる事項すら明らかにされていないと主張し、公務秘密文書に該当するかどうか判断できないと述べている。

(2) しかし、原告らが提出を求めている文書は、いずれも本件プロジェクトの住民移転過程に供与された ODA に関する文書である。

SPL に関する文書は、国会答弁において 1991 年度から 1993 年度の 3 年度間に供与された SPL から、合計約 22 億円が本件プロジェクトの住民対策に使われたことを明らかにされており、この本件プロジェクトの住民対策に使われた SPL に関し、次の文書の提出を求めるものである。

a 上記 SPL の使途・明細に関する報告書

b 上記 SPL に関し、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC (OEFC) 本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC (OEFC) とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

1998 年 1 月に JBIC が承諾した地方インフラ整備 () に関する文書は、この整備事業の一環として、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設整備がなされているので、本件プロジェクト移転対象地域の諸施設整備のために使われた資金に関し、次の文書の提出を求めるものである。

c 上記資金の使途・明細に関する報告書

d 上記資金に関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC (OEFC) 本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC (OEFC) とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

以上 a から d の文書の特定は、湛水再開過程に関する文書において、摘示したものと同等の内容を摘示している。日本国及び JBIC は、湛水再開過程については、これで特定として十分であり、特定手続きをとる必要もないとしている。

したがって、原告らが提出を求める、上記 SPL に関する文書及び地方インフラ整備 () に関する文書の特定手続きをとるために必要な「文書を識別できる事項」としては上記の記載で十分であり、特定手続きを経ることにより、上記各文書の特定ができる (なお、JBIC が、終期が特定されていないことを問題としている点については、2005 年 6 月 7 日付原告ら意見書で述べた通り、上記 b の終期は 1998 年 12 月 31 日まで、上記 d の終期は 2000 年 12 月 31 日までと限定した)。

(3) 以上より、原告らが SPL 等について提出を求める文書について、特定手続きをとるために必要な「文書を識別できる事項」は明らかにされており、この手続きにより上記文書の特定はできるのであり、文書の特定がされていないことを理由とする外務大臣の意見が失当であり、その意見には明らかに相当の理由がない。

6 まとめ

以上より、何れの文書についても外務大臣の意見は相当の理由があるとは認められないのであり、一部の文書について特定手続きを経た上で本件申立は認容されるべきである。

以上